

川島町農業委員会 6月定例会 会議録

1 開催日時 令和3年6月25日(金) 午後1時30分～午後3時45分

2 開催場所 川島町役場2階 大会議室

3 議長名 利根川 洋治

4 出席人数 18名(農地利用最適化推進委員8名を含む)

会 長 4番 利根川 洋治

会長職務代理(副会長) 7番 小久保 彰

農業委員

1番 道祖土 美登 2番 遠山 いつみ

3番 神田 利基 5番 高橋 善隆

6番 吉田 利政 8番 松本 智

9番 小高 春雄 10番 稲毛 茂作

農地利用最適化推進委員

中山地区 木村 悟

伊草地区 小峯 勇

三保谷地区 鈴木 健 山崎 清

出丸地区 荻田 芳信

八ツ保地区 宮下 秀一 木村 圭夫

小見野地区 横川 公久 箕輪 弘(欠席)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報告

(1) 報告第1 専決事項報告の件について

(2) 報告第2 県許可等の状況について

第5 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件

議案第3号 川島町地域の農業の振興に関する計画及び川島町農業振興地

域整備計画の変更について

議案第4号 農業委員会の適正な事務実施について

第6 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 伊原 郷史
事務局次長 滝瀬 一也
事務局員 書記 宇津木 俊介

7 会議の概要

議長	令和3年6月の川島町農業委員会定例会議の開会を宣言する。 農業委員10名、農地利用最適化推進委員8名の参加を報告し、定足数に達していることから、議事に入ることを宣言する。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名について」 会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名する。 (3番 神田委員、5番 高橋委員を指名する。)
議長	日程第2「会期の決定について」 会議規則第8条の規定により、委員の決議で定める。 (会期を1日とすることについて異議が無かった為、1日とする。)
会長	日程第3「諸般の報告について」 (会長から、5月定例会後における会議等の報告を行う。) ・5月28日 令和3年度農業委員会比企地区協議会理事会 会長及び事務局長出席 ・6月23日 令和3年度川島町総合振興計画審議会 会長出席 以上で、諸般の報告を終了。
議長	日程第4 報告 報告第1 「専決事項報告の件について」

事務局	<p>報告事項について事務局に朗読・説明を求める。</p> <p>農地法第5号第1項6号の規定による届出 届出件数 1件</p>
議長	<p>報告のあった案件について、意見等がある場合は挙手を求める。 (挙手が無いことから、報告について承認する。)</p>
議長	<p>報告第2 「県許可等の状況について」</p> <p>報告事項について事務局に朗読・説明を求める。</p>
事務局	<p>3件の許可案件について報告を行う。</p> <p>農地法第4条の許可2件 農地法第5条の許可1件</p>
議長	<p>報告のあった案件について、意見等がある場合は挙手を求める。 (挙手が無いことから、報告について承認する。)</p>
議長	<p>日程第5 議案</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請承認の件」 について事務局の朗読・説明を求める。</p> <p>なお、番号5の議案については、農地利用最適化推進委員である木村委員が関連をしている案件になりますので、番号5の審議の際には一度退席をいただき、審議終了後に復席していただく。</p>
事務局	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請承認の件</p> <p>番号1から4について、申請地・譲受人の耕作状況・申請理由・担当委員の順で議案の読み上げ、説明を行う。</p>
議長	<p>説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求める。</p> <p>番号1・2について、小久保委員を指名する。 番号3について、道祖土委員を指名する。 番号4について、松本委員を指名する。</p>

小久保委員	番号1・2の申請について、譲受人の耕作状況等を説明する。
道祖土委員	番号3の申請について、譲受人の耕作状況等を説明する。
松本委員	番号4の申請について、譲受人の耕作状況等を説明する。
議長 委員	説明のあった案件について、質疑がある場合は挙手を求める。 ・番号4について、説明の中で「小作」と訂正をしたが、自作の扱いでよいのではないか。
事務局 委員	→事務局回答：自作の扱いでよい ・各議案の耕作面積の表の見方について、これは現状で譲受人と譲渡人が所有している農地の面積ということでよいのか。また、今回で農地転用となる農地の面積が、譲渡人の欄に標記されている耕作面積から差し引かれるという解釈でよいのか。
事務局	→事務局回答：その解釈でよい。
議長	質疑を終結する。
議長	番号5の審議に移るため、木村圭夫委員には一度退席をいただく。 (木村圭夫委員退席)
事務局	番号5について、申請地・譲受人の耕作状況・申請理由・担当委員の順で議案の読み上げ、説明を行う。
議長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求める。 番号5について、松本委員を指名する。
松本委員	番号5の申請について、譲受人の耕作状況等を説明する。
議長	説明のあった案件について、質疑がある場合は挙手を求める。

	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑を終結する。</p> <p>(審議終了後、木村委員復席)</p>
議 長	議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認の件について」事務局の朗読・説明を求める。
事務局	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認の件 番号 1 から 3 ついて、申請地・譲受人の耕作状況・申請理由・担当委員の順で議案の読み上げ、説明を行う。
議 長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求める。 番号 1 について、遠山委員を指名する。 番号 2・3 について、高橋委員を指名する。
遠山委員	番号 1 の申請について、譲受人の転用状況等を説明する。
高橋委員	番号 2・3 の申請について、譲受人の転用状況等を説明する。
議 長 委 員	説明のあった案件について、質疑がある場合は挙手を求める。 ・ 2 番の案件について、譲受人と譲渡人は親戚関係にあるのか。また、周りが農地になるが、移り住んだ時の周辺の環境（農繁期の路上の泥、肥料の臭い等）については説明をし、理解をしているのか。
事務局	事務局回答：2 番の譲受人と譲渡人について、親戚関係等はありません。譲受人の親族（6 親等以内）が周辺市町村に 20 年以上居住しており、都市計画法 34 条 12 号に該当するため、許可が出るものです。なお、3 番の譲受人と譲渡人については、6 親等以内の親戚関係があり、また、近所に母親も居住しており、都市計画法第 34 条第 12 号に該当するため許可が出るものです。

	<p>周りが農地であることについては、不動産業者が注意点等を説明しているが、臭いについては説明ができていないかもしれないので、追加で説明を行う。</p>
議 長	<p>質疑を終結する。</p>
議 長	<p>議案第 3 号「川島町地域の農業の振興に関する計画及び川島町農業振興地域整備計画の変更について」事務局の朗読・説明を求める。</p>
事務局	<p>議案第 3 号「川島町地域の農業の振興に関する計画及び川島町農業振興地域整備計画の変更について」 (変更理由等の説明を行い、議案を読み上げる)</p>
議 長 委 員	<p>説明のあった案件について、質疑がある場合は挙手を求める。 ・白地は何ヘクタールあるのか。また、農用地区域は何ヘクタールあるのか。また、町内の農業用施設の数や面積等についても確認をしたい。</p>
事務局	<p>事務局回答：青地は 1,590ha で、白地 435ha である。農業用施設の数や面積については、現状では確認ができないので、回答は控えさせていただく。</p>
議 長	<p>質疑を終結する。</p>
議 長	<p>議案第 4 号「農業委員会の適正な事務実施について」事務局の朗読・説明を求める。</p>
事務局	<p>議案第 4 号「農業委員会の適正な事務実施について」資料に基づき説明。</p>
議 長 委 員	<p>説明のあった案件について、質疑がある場合は挙手を求める。 ・農地利用状況調査 (9.1 調査) について、一昨年度に実施をし</p>

事務局	<p>ているが、回答の状況はどうであったか。また、遊休農地については、9.1 調査で確認をし、意向調査につなげているのか。</p> <p>事務局回答：70%程度の回答はあった。回答の内容はシステムに反映させた。近隣でのここ数年の9.1 調査の実施状況を確認したところ、実施していない市町村が多く、また、農地の異動の反映については、農地台帳システムを取り入れており、システムを活用すれば、地権者等からの届出があれば足りるため、昨年度については、9.1 調査は実施をしなかった。</p> <p>遊休農地については農地パトロールで確認をし、そのあとの意向調査につなげている。</p>
議長	<p>質疑を終結する。</p>
議長 事務局	<p>日程第6「その他」について事務局から説明を求める。</p> <p>資料等に基づき以下の案件について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農地パトロールの実施について ② 新規就農者に対するサポート体制について ③ 配布物の確認と親和会費について <p>(上程した案件は、採決を残しすべて議了し、一度休会とする。)</p> <p>(午後3時30分より)</p>
議長	<p>再開の宣言を行い、全ての案件について、質問がある場合は挙手を求める。</p> <p>(挙手が無いことから、質疑を終結して採決に入る。)</p>
議長	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」</p> <p>番号1の申請について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求める。</p> <p>賛成9人 反対0人</p>

番号 2 の申請について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

賛成 9 人 反対 0 人

番号 3 の申請について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

賛成 9 人 反対 0 人

番号 4 の申請について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

賛成 9 人 反対 0 人

番号 5 の申請について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

賛成 9 人 反対 0 人

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件」番号 1 から番号 5 の申請については、全員賛成のため「許可」とすることに決定する。

議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認の件」

番号 1 の申請について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

賛成 9 人 反対 0 人

番号 2 の申請について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

賛成 9 人 反対 0 人

番号 3 の申請について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手

を求める。

賛成 9 人 反対 0 人

議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認の件」
番号 1 から番号 3 の申請については、全員賛成のため「許可相当」と
することに決定する。

議案第 3 号「川島町地域の農業の振興に関する計画の変更」に係る
意見について、「同意する」とすることに賛成の委員の挙手を求める。
賛成 9 人 反対 0 人

続いて「川島町農業振興地域整備計画の変更」に係る意見について、
「やむを得ない」とすることに賛成の委員の挙手を求める。
賛成 9 人 反対 0 人

議案第 3 号「川島町地域の農業の振興に関する計画の変更」に係る
意見については「同意する」、川島町農業振興地域整備計画の変更」に
係る意見について、「やむを得ない」とすることに決定する。

議案第 4 号「農業委員会の適正な事務実施について」承認をいただ
ける委員の挙手を求める。

承認 9 人 不承認 0 人

議案第 4 号「農業委員会の適正な事務実施について」については、
全員賛成のため、「承認」とすることに決定する。

議長

会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和 3 年 6
月の定例会の閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

3 番 神田委員 _____

5 番 高橋委員 _____